

# 資産等報告書に係る審査結果報告書

## 1 審査の対象となった資産等報告書

生駒市政治倫理条例第5条第6項の規定により審査を求められた資産等報告書は、次のとおりである。

- (1) 生駒市政治倫理条例第5条第1項の規定に基づき提出された資産等報告書の審査（1人）
- (2) 生駒市政治倫理条例第5条第2項の規定に基づき提出された資産等報告書の審査（1人）
- (3) 生駒市政治倫理条例第5条第3項の規定に基づき提出された資産等報告書の審査（26人）

## 2 審査の方法

生駒市政治倫理条例並びに同条例施行規則、生駒市議会の議員に係る生駒市政治倫理条例施行規程、生駒市教育委員会教育長に係る生駒市政治倫理条例施行規則及び生駒市水道事業管理者に係る生駒市政治倫理条例施行規程の規定にのっとり、審査の対象となった28人分の資産等報告書について、添付された証明書類と照合するとともに、平成25年に提出された資産等報告書と比較する方法により、記載事項に疑義がないかなどを審査した。

## 3 審査の結果

前々年から資産等報告書について、報告の対象が1口座当たり100万円以上の預貯金から総額100万円以上に改められており、これを踏まえて審査した結果、概ね適正に報告されているものと認められる。

(資料)

生駒市政治倫理審査会委員

	氏 名
会 長	景 山 良 一
副会長	横 田 保 典
委 員	上 崎 哉

審査の概要

会議の開催日	内 容
平成26年12月4日(木)	第1回生駒市政治倫理審査会 ・資産等報告書の審査結果 ・調査請求に対する協議